

沖縄県総合交通体系基本計画見直し検討委託業務（R8） に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

詳細は、「沖縄県総合交通体系基本計画見直し検討委託業務（R8）仕様書」に記載。

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄県内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に交通施策に関連した調査、分析、施策の検討、若しくはPI等を受託（JVを含む）し、実施したことがあること。

※交通施策とは、公共交通（バス、BRT、LRT、鉄道、地下鉄、新交通システム、地域公共交通）、交通結節点（駅前広場、バスターミナル、バスタ）、TDM 施策（パーク&ライド、時差出勤等）、都市交通（道路計画、都市計画道路、総合交通戦略）に関する施策を指し、これに類似する業務を受託したことがあること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号いずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

- (5) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

- (6) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し保険料の滞納がないこと。

- (7) 労働関連法令を遵守していること。

- (8) 応募について、単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

- (9) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 沖縄県内に本店又は支店を有する法人が必ず1者以上参加していること。

- イ 共同企業体の代表構成員が応募を行うこと。
- ウ 共同企業体の構成員は、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。

3 応募の手続き等

(1) 本業務に関する質問の提出

- ア 受付期間
公告日～令和8年5月11日(月) 12時
- イ 提出方法
質問票(様式1)を、下記Mailアドレスに送付
(必ず担当者(下記(2)イ)に電話でMailの受信を確認すること。)
Mailアドレス：aa015407@pref.okinawa.lg.jp
- ウ 回答方法
令和8年5月14日(木)までにホームページにて回答する。

(2) 応募申込書、企画提案書(上記3(1)以外の書類)の提出

- ア 受付期間
公告日～令和8年5月18日(月) 12時
- イ 提出場所
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
沖縄県企画部交通戦略推進課 担当：仲地
電話： 098-894-2616
Mailアドレス：aa015407@pref.okinawa.lg.jp
- ウ 提出方法
応募申込書、企画提案書(上記3(1)以外の書類)を持参又は郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

4 審査・選定方法について

提案者が3者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、3者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)

- ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により3者程度を選定する。
- イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

(2) 第2次審査(選考の実施)

- ア 実施場所
沖縄県庁内会議室
- イ 実施予定期間
令和8年5月25日(月)午後を予定

注) 実施日、時刻、詳細な場所、留意事項等は別途連絡する。
注) 但し、応募状況等により、書面審査のみ実施する場合もある。

ウ 出席者

配置予定の管理技術者及び担当技術者の中から3名以内。

エ その他

ヒアリング時等の追加資料は受理しない。

ヒアリングにおいては、提出した企画提案書を基本に説明することとし、パソコンやプロジェクター等の機器の使用は認めない。

(3) 優先交渉者の選定

ア 優先交渉者の選定方法

沖縄県総合交通体系基本計画見直し検討委託業務（R8）企画提案業者選定委員会（以下、「委員会」という。）による審査を経て、選定された企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

イ 委員会における評価基準

別紙1「企画提案書等評価基準」による。

ウ 結果の通知

対象者に速やかに通知する。

エ 契約の締結

委員会で選定された優先交渉者と協議を行い、契約締結する。

但し、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位（ポイント）が次点の者と交渉を行う。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(3) 各期間の事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15条）第1条に定める県の休日を除き、時間帯は9:00~17:00とする。

(4) 企画提案書の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(5) 提出した企画提案書及び関係資料は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等については公表しない。

(7) 契約に関する留意事項

ア 選定された事業者と随意契約による本業務委託に係る契約締結の手続を行う。そのため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

イ 契約の締結にあたり作成する仕様書は、選定された企画提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されず変更もあり得るものとする。

ウ 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(別紙1)

企画提案書等評価基準

評価項目	評価の視点	評価点
1 業務目的等の理解度	業務の目的や方向性を的確に捉えているか。 これまでに同種業務を行ったことがあるか。	5
2 業務の遂行体制及び事業計画の的確性	業務を円滑かつ誠実に遂行できる組織体制及び業務計画であるか。	5
3 企画提案内容	(1)見直し計画の検討 ・沖縄県総合交通体系基本計画点検・評価報告書(令和4～6年度)(以下「中間評価報告書」という。)を踏まえ、本計画でまとめられている沖縄を取り巻く社会経済情勢の変化等について、取り組むべき課題への個別具体の施策の補完すべき視点の的確性と分析方法の実現性について評価する。	15
	(2)関連計画との調整 ・新・沖縄21世紀ビジョン基本計画やその他の関連計画の内容についての理解度と、補完すべき視点の的確性や分析方法の妥当性について評価する。	10
	(3)見直し計画(素案)の取りまとめ ・計画見直し素案を取りまとめ、整理するための検討方法の的確性について評価する。	10
	(4)委員会の運営支援等 ・有識者会議及び庁内庁外関係者による検討会議への対応について、運営方法等の提案がされているか。	5
評価合計点		50